

別表 2 (特定建設作業の指定地域区分)

第 1 号区域	用途地域の住居系地域、商業系地域、準工業地域、一部工業地域 (※1)
第 2 号区域	第 1 号区域に該当しない工業地域

(※1) 工業地域のうち特定建設作業を実施する場所から概ね 80 m以内に

①学校、②保育所、③病院、④図書館、⑤特別養護老人ホームがある場合は、第 1 号区域とする。

別表 3 (特定建設作業の規制基準)

届出法 (条例)		指定地域区分	規制基準		
			騒音・振動レベル	作業時間	作業日数
騒音	・騒音規制法 ・山形県条例	第 1 号区域	85デシベル ※測定場所は作業地の敷地境界線	7時～19時 (10時間以内)	連続 6 日以内 (日曜、その他の休日は作業禁止)
		第 2 号区域		6時～22時 (14時間以内)	
振動	・振動規制法	第 1 号区域	75デシベル ※測定場所は作業地の敷地境界線	7時～19時 (10時間以内)	連続 6 日以内 (日曜、その他の休日は作業禁止)
		第 2 号区域		6時～22時 (14時間以内)	

※工業専用地域及び用途地域外は規制基準はありませんが、環境基準等を考慮の上、生活環境の保全に配慮した作業を行うよう努めてください。